

建築物省エネ法 判定業務手数料

令和元年（2019年）10月1日最終改定

（消費税込金額、単位：円）

【判定料金】

（消費税込金額、単位：円）

評価対象面積 (㎡)	1類		2類		3類	
	評価手法					
	標準入力法 又は主要室入力法	モデル建物法	標準入力法 又は主要室入力法	モデル建物法	標準入力法 又は主要室入力法	モデル建物法
300～2,000	330,000	198,000	275,000	153,700	220,000	110,000
2,000～5,000	385,000	220,000	330,000	192,500	275,000	165,000
5,000～ 10,000	440,000	253,000	398,200	236,200	356,400	220,000
10,000～	別途見積り					

備考

1 本表中1類、2類又は3類とは、次による。

区分	建築基準法施行規則別紙による具体用途	
1類	学校等	08070 幼稚園
		08080 小学校
		08082 義務教育学校
		08090 中学校、高等学校又は中等教育学校
		08100 特別支援学校
		08110 大学又は高等専門学校
		08120 専修学校
		08130 各種学校
		08132 幼保連携型認定こども園
		08180 保育所その他これに類するもの
	08410 自動車教習所	
	病院等	08260 病院
		08240 診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）
08170 老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの		
08190 助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）		
08192 助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）		
ホテル等	08210 児童福祉施設（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。）	
	08220 児童福祉施設（入所する者の寝室がないものに限る。）	
	08400 ホテル又は旅館	
	08600 個室付浴場業に係る公衆浴場（その他これらに類するもの）	
	専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設（その他これらに類するもの）	

3類	工場、倉庫等の用途	08340	工場（自動車修理工場を除く。）
		08350	自動車修理工場
		08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
		08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
		08510	倉庫業を営む倉庫
		08520	倉庫業を営まない倉庫
		08610	卸売市場
		08620	火葬場又はと畜場・ごみ焼却場その他の処理施設
		08310	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋
		08320	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設
		08420	畜舎
		08270	巡査派出所
		08280	公衆電話所
		08600	専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗（その他これらに類するもの）
2類	1類又は3類以外の用途		

2 判定対象面積の算定方法は、次による。

イ 新築の場合は当該床面積の合計

ロ 増改築の場合は、別途見積りとする。

ハ 一の建築確認申請に、適合判定対象建築物が複数棟ある場合は、棟ごとの評価対象面積の合計額とする。

ニ 一の棟に用途分類が複数ある場合は、1類に2類又は3類が含まれる場合は1類と、2類に3類が含まれる場合は2類とする。この場合において、これによる算定した結果において実状にそぐわないとREJが認める場合は協議する。

3 モデル建物法による計算方法とする場合において、計算対象外となる室を含む場合の額は、次による。

イ 建築物の全てが計算対象外の室のみで構成されている場合 一律 33,000 円

ロ 建築物の一部が計算対象外の室の場合 評価対象面積から計算対象外の室の床面積を控除した面積の区分による。

4 計画変更における判定対象面積の算定方法は、次による。

イ 当初の計画書の申請が当機関以外の機関で交付されたもの 当初の判定時の床面積

ロ 直前の判定と評価方法又は用途が異なる場合 当初の判定時の床面積

ハ 直前の判定時から床面積が増加する場合 当初の判定時の床面積に 0.5 を乗じた床面積に、増加する床面積の部分を加算した床面積の合計

5 軽微な変更該当証明書の手数料は、当初の判定時の料金に 0.5 を乗じた額とする。

6 複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）で、当該住宅部分が所管行政庁の指示等の対象となる場合は、所管行政庁への図書送付等の事務手数料として 11,000 円／送付対象棟数とする。

7 判定通知書を再発行する場合の手数料は、一通につき 5,100 円とする。